

令和6年6月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|------|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ1件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちスピーカー（充電式）1件） | 1 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電子レンジ1件、タブレット端末1件、扇風機1件、
液晶テレビ1件、照明器具1件、凍結防止用ヒーター（水道用）1件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）1件、
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、自転車2件、電気冷凍庫1件） | 11 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したスピーカー（充電式）について
（管理番号：A202400191）

①事象について

学校でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したスピーカー（充電式）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、一部のロット管理に不備が発覚し、事故の可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2024年（令和6年）4月4日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：202400191）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、JANコード、販売期間、対象台数

商品名	型番	JANコード	販売期間	対象台数
Anker SoundCore ブラック	A3102016	4571411205989	2023年4月1日 ～ 2023年9月30日	720

2024年（令和6年）4月4日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：14.4%（2024年6月6日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2024年度	1	火災
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202400191）は含まない。

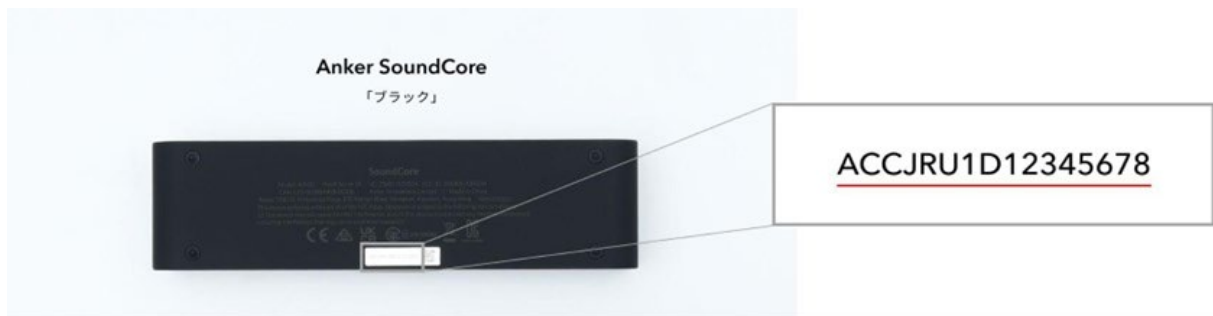
<対象製品の外観及び確認方法>

(1) 対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法

製品本体底面に記載の「SN:」の後、Aから始まる16桁のシリアルナンバーを御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 特設窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://corp.ankerjapan.com/posts/465>

https://www.ankerjapan.com/pages/a3102_a3302-support

※WEB専用窓口からも申込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、杉浦、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：伊藤、山田

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400193	令和6年4月21日	令和6年6月4日	ガストーチ	ST-450	新富士バーナー株式会社	火災	飲食店で当該製品に他社製のカセットボンベを接続して使用しようとしたところ、当該製品とカセットボンベの接続部分から出火し、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月24日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400191	令和6年4月11日	令和6年6月4日	スピーカー(充電式)	A3102016	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	学校で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月24日 令和6年4月4日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:14.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400192	令和6年3月20日	令和6年6月4日	電子レンジ	火災	当該製品を使用後、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202400194	令和6年4月12日	令和6年6月4日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月28日
A202400195	令和6年5月29日	令和6年6月4日	扇風機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400196	令和6年5月16日	令和6年6月5日	液晶テレビ	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400197	令和6年5月26日	令和6年6月5日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400198	令和6年5月28日	令和6年6月5日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和6年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400199	令和6年5月29日	令和6年6月5日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202400200	令和6年5月26日	令和6年6月5日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400201	令和6年4月28日	令和6年6月5日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前ホークが破断し、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月30日
A202400202	令和6年5月6日	令和6年6月5日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ペダルを踏み込んだところ、ペダルが破断し、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月27日
A202400203	令和6年5月14日	令和6年6月5日	電気冷凍庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし